

「大阪府ニ於ケル方面委員ハ知事ノ囑託任命ニ依ルモノデアルガ  
 同委員ハ近來各選挙毎ニ益々政黨色濃厚トナリツ、アルノハヨ  
 タナイカラ知事ニ對シ無黨者ヲモ加ヘテ監査委員會ヲ設ケソレ  
 ニ請フタ上方面委員ヲ任命シ更ニ同委員ノ選挙運動ニ對スル制  
 則ヲ設ケルコトヲ要求シ度イ  
 其ノ實行方法ハ新任役員ニ一任スル」  
 山口當次郎ヨリ監査委員ニ付考慮ノ餘地アルニ非ズヤトノ意見アリ  
 同意見ヲ含メテ新任役員ニ同案ノ處置ヲ一任スルコトニシテ案件

機關法人協同會大阪支所  
 機關法人協同會大阪支所

工業者ニ對スル救済資金貸出ノ如キモ思ハシイ成績ヲ擧ゲテ居  
 ラナイ、コノ斷科學的ニ其ノ更生對策ヲ講ズル必要ガアル、其  
 ノ具体的對策實行方法ハ新任役員ニ一任シ度イ」  
 該件ハ可決

三方面委員囑託制度改廢要求ニ關スル件

稻葉 房 敏